

クローズアップ



全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末



春の火災
予防運動

4月20日～30日 全道 春の火災予防運動

春は空気の乾燥・強風等により火災が多く発生する季節です。火災予防意識の向上を図るため、毎年この期間中、全道一斉に火災予防運動を実施しています。

おうち時間が増えている今こそ 家族で火災予防の準備を！

- 火災予防や消火器の置き場所・使い方を家族で話し合う
- 家庭内での避難方法を複数決めておく
- 日頃から近所と連携した協力体制をつくる



【詳細】火災予防運動に関することは
消防本部予防指導課☎25・1123



緊急通報システム ホットライン119のご利用を

一人暮らしの高齢者等を対象として、火災や急病などの緊急時に、消防へ自動通報する装置を自宅に設置します。

【詳細】消防本部市民安心課
ホットライン担当☎21・4119



旭川消防マスコット
ホットくん



オンライン申請をご利用ください

4月から、マイナンバーカードによる電子署名（本人確認）を使って各種手続きがオンラインで申請できるようになりました。子育てや介護に関する手続きが、対応しているスマートフォンで、いつでも申請できます。



主な手続き

- 児童手当等の受給資格や額についての認定請求、額の改定請求、受給事由消滅の届出
- 高額介護サービス費の支給申請
- 居宅サービス計画作成依頼の届出 など

※マイナンバーカードを使ったオンライン申請は、マイナポータル☎から手続きできます。



マイナンバーカードがなくてもできる 主な手続き

- 犬の死亡届
- 街路灯維持補助金交付申請
- り災証明書の発行申請 など

※利用方法は、市☎をご覧ください。

【詳細】オンライン申請は行政改革課☎25・6205、各手続きは担当課にお問い合わせを



マイナンバーカードを
作りませんか？



飲食店等の
皆さまへ

まん延防止等重点措置に伴う

協力支援金の申請は4 / 30(土)まで

1 / 27～2 / 20要請分の申請期限は、4 / 30(土)まで延長になりました



道のまん延防止等重点措置に伴う、営業時間短縮等の要請に協力した市内飲食店等の事業者に、支援金を給付します。対象施設・申請方法などの詳細は、本誌3月号または市☎をご覧ください。



【詳細】旭川市専用ダイヤル☎011・330・8235（平日8：45～17：15）

要請・協力期間	給付額
① 1 / 27 (遅くとも 1 / 29) ～ 2 / 20	1 店舗 1 日当たりの 支援金額 × 要請に応じた日数 (店舗ごとに算出) ①で早期給付を受けた事業者は、上記計算で算出した額に、早期給付額を除いた額を給付
② 2 / 21 ～ 3 / 6	
③ 3 / 7 ～ 21	